

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、下記のとおり指定障害福祉サービス事業所を指定しました。

令和8年6月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
有限会社エムハートジャパン	きいな	西区南観音一丁目4番2号	生活介護	令和8年6月1日
合同会社アーク広島	リハステーション安佐南	安佐南区川内五丁目6番37号	生活介護	令和8年6月1日
株式会社CODEMARI	にじげん平和大通り	中区小町3番31号 ルミナス小町2F、3F	就労継続支援B型	令和8年6月1日
株式会社アマテラス	サイ校プロジェクト広島	安佐南区大塚西四丁目8番31号	就労継続支援B型	令和8年6月1日
特定非営利活動法人広島自立支援センターともに	広島自立支援センターともに 下河内事業所	佐伯区五日市町下河内32番3号	就労継続支援B型	令和8年6月1日
株式会社ゆたか	障がい者グループホームゆたか川内	安佐南区川内二丁目3番50ホワイトコーポ川内B棟（103及び204号）	共同生活援助	令和8年6月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、下記のとおり指定障害福祉サービス事業所の廃止の届出がありました。

令和8年6月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団更生会	ここジョブ草津本町	西区草津本町3番1号	就労移行支援	令和8年5月31日
医療法人社団更生会	ここジョブ草津本町	西区草津本町3番1号	就労継続支援B型	令和8年5月31日
イノベートリンク株式会社	にじげん平和大通り	中区小町3番31号 ルミナス小町 2F、3F	就労継続支援B型	令和8年5月31日
株式会社muutos	Lookヒカリマチ	東区光町二丁目11番17号 光新 星ビル4階	就労継続支援B型	令和8年5月31日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項の規定により、下記のとおり地域生活支援事業の開始の届出がありました。

令和8年6月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	開始年月日
医療法人社団川岡クリニック	移動支援事業所たかとり	安佐南区高取北一丁目4番30号4F-A	移動支援	令和8年6月1日
NPO法人玉響	たまゆら	佐伯区五日市町大字石内甲3963番地	移動支援	令和8年6月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定により、下記のとおり指定一般相談支援事業所を指定しました。

令和8年6月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社しぜん	相談支援センターしぜん	西区己斐本町一丁目8番28-304号	地域移行支援	令和8年6月1日
株式会社しぜん	相談支援センターしぜん	西区己斐本町一丁目8番28-304号	地域定着支援	令和8年6月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、下記のとおり指定特定相談支援事業所を指定しました。

令和8年6月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社しぜん	相談支援センターしぜん	西区己斐本町一丁目8番28-304号	特定相談	令和8年6月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、下記のとおり指定特定相談支援事業所の廃止の届出がありました。

令和8年6月15日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ロータスポンド	相談支援ルーム ロータスポンド	東区戸坂山崎町8番13号ザ・ビッグ戸坂店1階	特定相談	令和8年5月25日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、下記のとおり指定障害児相談支援事業所を指定しました。

令和8年6月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社しぜん	相談支援センターしぜん	西区己斐本町一丁目8番28-304号	障害児相談	令和8年6月1日
医療法人社団川岡クリニック	相談支援事業所たかとり	安佐南区高取北一丁目4番30号4F-A	障害児相談	令和8年6月1日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第2項の規定により、下記のとおり指定障害児相談支援事業所の廃止の届出がありました。

令和8年6月15日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ロータスポンド	相談支援ルーム ロータスポンド	東区戸坂山崎町8番13号ザ・ビッグ戸坂店1階	障害児相談	令和8年5月25日